

福井労発基 0805 第 2 号
令和 6 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 岡崎 英一 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成 6 年福井労働基準局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

適用を受ける労働協約について

申出を行う5組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら全ての組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	5,475名
申出書記載の労働協約適用労働者数	1,978名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の36.1%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長林憲治に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 1,022 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第 3 号
令和 6 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 岡崎 英一 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 J A M 北陸執行委員長宮崎敏裕から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

適用を受ける労働協約について

申出を行う4組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら4組合の内、2組合については労働協約が締結されていないが、2組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 1,624名

申出書記載の労働協約適用労働者数 795名

労働協約未締結の労働組合を除く。

申出書では、労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の49.0%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意

していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人 J A M 北陸執行委員長に対する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 1,182 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第 4 号
令和 6 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 岡崎 英一 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者電機連合福井地方協議会議長島田浩平から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行う者というものではない。

適用を受ける労働協約について

申出を行う7組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 10,399名

申出書記載の労働協約適用労働者数 7,077名

パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部は除く。

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の68.1%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 993 円(時間額) (別紙参照)

福井労発基 0805 第 5 号
令和 6 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 岡崎 英一 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 24 年福井労働局最低賃金告示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

申出書審査票

1 件名

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

適用を受ける労働協約について

申出を行う3組合は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	1,731名
申出書記載の労働協約適用労働者数	518名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の29.9%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合(各支部を含む。)が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認めら

れる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 1,098 円 (別紙参照)